



Grant Thornton

An instinct for growth™

2019 年 8 月 第 198 号

太陽グラントソントン

エグゼクティブ・ニュース

テーマ：地域循環共生圏と ESG 金融

執筆者：環境省 総合環境政策統括官 中井 徳太郎氏

要 旨 （以下の要旨は 2 分 50 秒でお読みいただけます。）

今年(2019 年)の日本の夏は、冷夏の後に急な猛暑となりました。目を世界に転ずると、パリでは 7 月 25 日に 42.6℃と過去最高気温を記録(以前は 1947 年：40.4℃)したその翌日に、自転車ロード競技の「ツール・ド・フランス」が積雪で一時中止となるなど、世界各地で異常気象が目立ちます。

今回は、気候変動— 特に温暖化 —を抑制する脱炭素化へ向け、地域金融機関を核とした「地域循環共生圏」構想と ESG(環境・社会・ガバナンス)金融について、環境省の中井徳太郎・総合環境政策統括官に解説して頂きます。

近年、国内外で頻発する異常気象に対し、昨年開催の「気候変動に関する政府間パネル」(IPPC)では、世界の平均気温が工業化以前と比較し 2050 年頃には 1.5℃上昇する可能性が高く生態系に深刻な影響が生じるため、2050 年前後の世界の CO₂ 排出量を正味ゼロに抑えるよう脱炭素化への移行が不可欠だとしています。気候変動が地球に与える影響の評価では、「地球の限界」の研究があります。この研究では、“気候変動”や“成層圏オゾンの破壊”など 9 つの環境要素を取り上げ、それらがどの程度リスクに達しているかを分析し、自然資源の範囲内での人間社会の発展と繁栄が可能としています。2015 年 9 月の国連総会では、国際社会の目標として「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」が採択され、“エネルギーをみんなに、そしてクリーンに”など 17 のゴールと 169 のターゲットが設定されました。同年末には、気候変動を抑える「2℃目標」を定めた「パリ協定」が採択されています。

こうした中で、日本は昨年 4 月に「第 5 次環境基本計画」を定め、SDGs の考えも活用して質の高い「新たな成長」を目指すこととなりました。少子高齢化、人口減少社会に直面している我が国では、地方の活力の低下によって豊かな自然環境が失われつつあります。今こそ、各地域の特性に応じ近隣地域等と地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を創造していくことが大切です。都市と農山漁村は補完的な関係にあり、両者を活かして我が国の活力を最大限に発揮することを目指しています。

世界では、脱炭素社会や SDGs を具現化した社会づくりに向けた動きとして、ESG 投資（環境・社会・ガバナンスの要素を考慮する投資）の普及が進んでいます。日本でも環境大臣の発案で昨年初に「ESG 金融懇談会」が開かれ、ESG 投資の育成と金融機関による ESG 融資の推進が提言されました。企業も ESG 投融資を呼び込むには、環境への取組をどう行っているか、の開示が必要です。環境省では、「TCFD（気候関連財務情報タスクフォース）」の提言に沿った、企業のシナリオ分析を支援しています。また、ESG 地域金融について地域金融機関へのヒアリングを行い先行事例集をまとめたほか、ESG 融資への「利子補給」も開始しました。今年 7 月には環境要素を企業経営に取り込んでいる「環境サステナブル企業」の評価の視点を公表し、その企業表彰を含む「ESG ファイナンス表彰制度」を今年度スタートさせる予定です。

ESG 金融は、「地域循環共生圏」の創出、持続可能な社会に向かうためのキードライバーです。金融関係者には、そうした社会の実現に向けリーダーシップを発揮していただきたく、ESG 金融大国の実現に向けて、環境省も全力で支援を行ってまいります。

「太陽グラントソントン エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちらから⇒<http://www.grantthornton.jp/library/newsletter/>
本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。Tel: 03-6438-9395 e-mail: mc@jp.gt.com
太陽グラントソントン マーケティングコミュニケーションズ 担当 藤澤清江

Grant Thornton Japan is a member firm within Grant Thornton International Ltd. ('Grant Thornton International').
Grant Thornton International and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms independently. © Grant Thornton Japan. All right reserved.

テーマ：地域循環共生圏と ESG 金融

環境省 総合環境政策統括官 中井徳太郎

政府は、日本発の脱炭素・SDGs 構想「地域循環共生圏」の創造を通じた、世界の範となる日本の確立、持続可能な循環共生型の社会の実現を掲げています。これを実現するには、地域のヒト・モノ・カネのハブ（集結点）である地域金融機関を“核”とした、地域の ESG（環境・社会・ガバナンス）課題の掘り起こしや事業の組成、やる気のある企業への目利きや支援が不可欠です。自立・分散型の再生可能エネルギー、食や景観、観光資源など、各地域の特性を活かした持続可能な経済・社会。その実現を資金面から支える我が国の金融はどうあるべきでしょうか。

1. 持続可能な社会に向けたパラダイムシフト

(1) 気候変動リスクの顕在化とプラネタリー・バウンダリー（地球の限界）

近年、国内外で異常気象が頻発しています。国内では、2017 年の「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」において、福岡県、大分県等の同じ場所に猛烈な大雨が降り続け、42 名（2018 年 1 月 16 日時点）が犠牲となる記録的な豪雨となりました。2018 年は「平成 30 年 7 月豪雨」、歴代全国 1 位の最高気温を更新した記録的猛暑、非常に強い勢力のまま上陸した台風 21 号や台風 24 号など、自然災害により多くの被害が出ました。2019 年も夏を迎える前から、北海道における真夏日や九州における豪雨といった異常気象が見られています。

世界的にも異常気象が頻発しています。2017 年には、ハリケーンにより米国南東部からカリブ海諸国にかけての地域において 190 名以上の犠牲者が出ました。2018 年夏には、北極圏でも 30℃を超えるなど、ヨーロッパ北部、シベリア、アメリカ南西部など世界各地で記録的高温となったほか、記録的な大雨となった地域や対照的にオーストラリアなど大規模干ばつとなった地域もありました。WMO（世界気象機関）は、これらの異常気象は長期的な地球温暖化の傾向と一致していると発表しています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 5 次評価報告書では、①気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、②人間による影響が近年の温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いこと、③気候変動は全ての大陸と海洋にわたり自然及び人間社会に影響を与えていること、④将来における温室効果ガスの継続的な排出が、更なる温暖化と気候システムの長期にわたる変化をもたらし、人々や生態系に深刻かつ不可逆的な影響を生じる可能性を高めること、などが示されています。

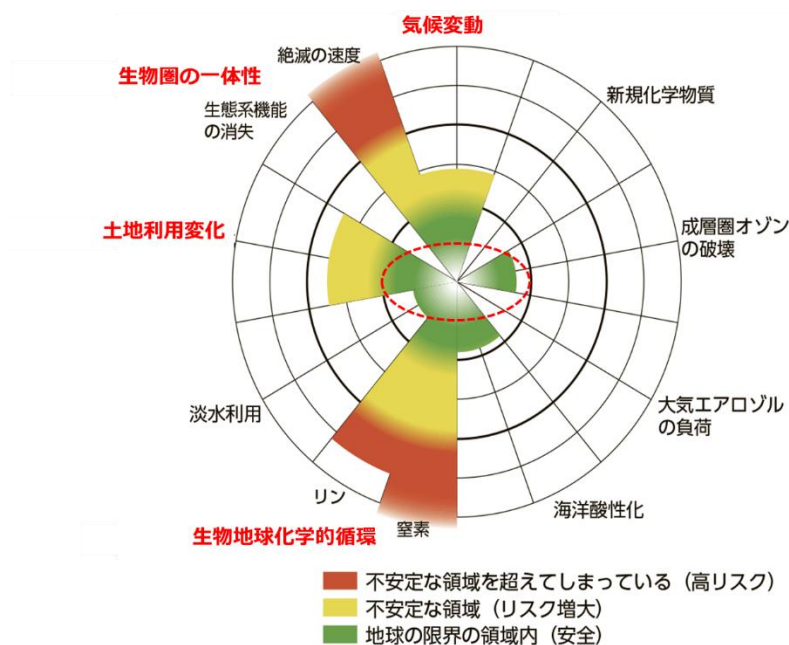
この報告書では、気候変動を抑制する場合には、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があることが示されると同時に、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21 世紀末に向けて気候変動のリスクが高くなると予想されています。

また、2018 年 10 月に公表された「IPCC1.5℃特別報告書」では、世界の平均気温が 2017 年時点で工業化以前と比較して約 1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると 2030 年から 2052 年までの間に気温上昇が 1.5℃に達する可能性が高いと報告されています。その中で、①現在と 1.5℃上昇との間、及び 1.5℃と 2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあること、②将来の平均気温上昇が 1.5℃を大きく超えないためには、2050 年前後の世界の CO₂ 排出量が正味ゼロとなっている必要があること、③これを達成する

にはエネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（transitions）が必要であること、等が示されています。

気候変動を含む人間活動による地球システムへの影響を客観的に評価する方法の一例として、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）という注目すべき研究があります。その研究によれば、地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、その境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされています。特に、「絶滅の速度」と「窒素・リンの循環」については、既に“不確実性の領域を超えて高リスクの領域”にあり、また、「気候変動」と「土地利用変化」については、“リスクが増大する不確実性の領域”に達していると分析されています。このような地球の限界の中で、豊かな暮らしをいかに追求するかが、この研究成果から求められています（図1）。

図1：地球環境容量の限界



（出所）Will Steffen et al. Planetary boundaries :Guiding human development on a changing planet.
より環境省作成

(2) SDGs（持続可能な開発目標）とパリ協定

こうした人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015年9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に、「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴールと169のターゲットが設定されています。

SDGsの17のゴールには、水・衛生（安全な水とトイレを世界中に）、エネルギー（エネルギーをみんなに、そしてクリーンに）、持続可能な都市（住み続けられるまちづくりを）、持続可能な生産・消費（つくる責任、つかう責任）、気候変動（気候変動に具

体的な対策を)、海洋資源(海の豊かさを守ろう)、陸上資源(陸の豊かさを守ろう)といった地球環境そのものの課題や、地球環境と密接に関わる課題が数多く含まれています。これは、地球環境の持続可能性に対する国際社会の危機感の表れと言えます。

SDGsの17のゴールは相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することや、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すという特徴を持っています。環境政策の観点からSDGsのゴール間の関連性を見ると、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っていると考えられます(図2)。

図2：持続可能な開発目標(SDGs)



(出所) 国連広報センター

また、2015年12月のCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)で採択された「パリ協定」は、採択から1年にも満たない2016年11月に発効しました。

パリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)を目指しています。このことは、世界全体での脱炭素社会の構築に向けた転換点となりました。

2. 日本発の脱炭素・SDGs構想「地域循環共生圏」

2018年4月に閣議決定した「第五次環境基本計画」(約6年毎に見直し)では、こうした国際・国内情勢に的確に対応するため、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化することで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげることを目指しています。

本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えている我が国では、地方から都市への人口流出が継続し、地方の活力の低下によって、里地里山(人が自然に働きかけて生まれた空間)など豊かな自然環境が失われつつあります。こうした状況下においては、第五次環境基本計画で示すとおり、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異

なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を創造していくことが求められます。地域循環共生圏は、環境・経済・社会の統合的向上及び脱炭素化の実現を目指すものであり、これは、前述の SDGs やパリ協定といった国際動向も踏まえた課題解決の考え方となっています。

(1) 第五次環境基本計画の基本的な考え方

環境・経済・社会の側面が複雑に関わっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要があります。

私たち日本人は、豊かな恵みをもたらす一方で、時として荒々しい驚異となる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共生する知恵や自然観を培ってきました。このような伝統も踏まえ、IT 等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現すること、そして健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要です。このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）こそが、私たちが目指すべき持続可能な社会の姿なのです。

この社会の実現に向け、第五次環境基本計画では、それまで累次の環境基本計画において提示されてきた原則や理念を維持した上で、2030年、2050年の目指すべき姿を見据えつつ、国際・国内情勢の変化を的確に捉え、将来世代の利益を意思決定に適切に反映させることも視野に、国内対策の充実や国際連携の強化を進めることとしています。また、SDGs の考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化に向けた取組を進めることとしています。

そして、環境・経済・社会の統合的向上の具体化の鍵の一つが「地域循環共生圏」であり、我が国発の脱炭素化・SDGs の実現に向けた考え方なのです。

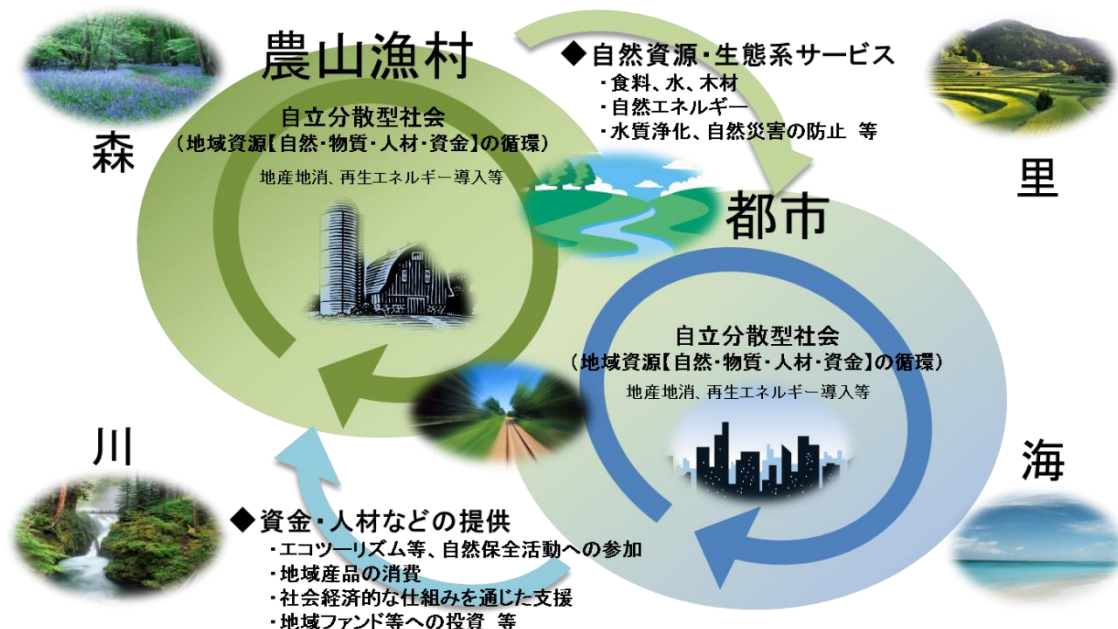
(2) 地域循環共生圏の意義

「地域循環共生圏」は、環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念です。これは、各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方です。この「地域循環共生圏」の創造に当たっては、モノのインターネット化（IT）や人工知能（AI）といった情報技術を駆使することも非常に有用です。広域にわたって経済社会活動が行われている現代においては、各地域で完全に閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、「地域循環共生圏」においても、それぞれの地域が自立しながら多様性を生かしつつ、互いにつながることが重要です。経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出しながら、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然なつながり（森・里・川・海の連環）や経済的つながり（人、資金等）をパートナーシップにより構築していくことで、地域資源を補完し支え合うことが必要です。

特に、都市と農山漁村は補完的な関係が顕著ですが、「地域循環共生圏」の創造は、農山漁村のためだけにあるのではなく、都市にとっても、農山漁村からの農林水産品や自然の恵み（生態系サービス）等によって自らが支えられているという気付きを与え、

農山漁村を支える具体的な行動を促すことにもつながります。すなわち、「地域循環共生圏」は、農山漁村も都市も活かし、我が国の地域の活力を最大限に発揮する考え方なのです（図3）。

図3：地域循環共生圏のイメージ



3. 地域循環共生圏の創出に向けた ESG 金融の推進

(1) ESG 金融をめぐる国際的潮流

世界的には、欧米を中心に、脱炭素社会への移行や SDGs を具現化した持続可能な経済社会づくりに向けた転換・移行の動きとして、ESG 投資（環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を考慮する投資）の拡大・普及が進んでいます。我が国においても、ESG 投資残高が直近2年で4.2倍に増加するなど急速に拡大しています（世界全体の ESG 投資残高に占める我が国の割合は、2016年時点では約2%にとどまっていましたが、2018年には世界全体の約7%まで拡大しています）。

2017年6月には、金融システムの安定化などを目的とし、各国の中央銀行、財務省等の代表が参加する「金融安定理事会」の下に設置された、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」が、企業が気候関連リスクと機会に関する「ガバナンス」や「戦略」、気候関連リスクの「リスクマネジメント」及び「測定基準（指標）とターゲット」という4つの要素で気候関連のリスクや機会が企業に与える財務的影響を適切に開示することを促す提言を公表しました。企業が気候関連財務情報を開示することは、投資家等による気候関連のリスクと機会の適切な評価の基盤を提供するほか、企業と投資家等が気候関連事項に関して建設的な対話（エンゲージメント）を進める上でも重要となっています。

また、地球温暖化対策のための事業をはじめとするグリーンプロジェクトの資金調達のための債券「グリーンボンド」の発行も、ここ数年で急増しています。さらに、近年では、「グリーンローン原則」や今年9月に発足予定の「PRB（責任銀行原則）」（SDGs

やパリ協定との整合性、インパクトなどの6原則を設定予定)といった間接金融側の取組もみられるようになり、金融機関の関心も高まってきています。

環境省ではかねてより環境金融の推進に取り組んできており、2011年には既に、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関のイニシアティブ「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」が立ち上がっていましたが、そうしたかつての先駆的な取組がようやくメインストリーム化してきているともいえるでしょう。

(2) ESG投資の主流化とESG地域金融の普及促進

2018年1月、環境大臣のイニシアティブにより、金融業界のトップが一堂に会した「ESG金融懇談会」が開催され、同年7月に「ESG金融大国を目指して」と題する提言が取りまとめられました。

提言では、パリ協定とSDGsが目指す脱炭素社会、持続可能な社会に向けた戦略的なシフトこそ、我が国の競争力と「新たな成長」の源泉であるとの認識の下、直接金融において先行して加速しつつあるESG投資をさらに社会的インパクトの大きいものへと育むとともに、間接金融においてもESG融資を推進していくことが必要であるとされました。また、その上で、地域循環共生圏の創出に向け、持続可能な地域づくりへの資金の流れを太くしていかなければならないとの指摘がなされました。

この提言に基づく取組については、2019年2月に設置された「ESG金融ハイレベル・パネル」において定期的にフォローアップしつつ、21世紀金融行動原則と協働して取りまとめた「ESG金融戦略」(2019年3月決定)を踏まえ官民連携して進めていくこととしています。

中小企業が99%を占める日本においては、金融機関から融資を受ける間接金融による資金調達が圧倒的なウェイトを占めており、ESG金融の更なる拡大に当たっては、この間接金融における取組が鍵となります。地域循環共生圏の創出に向けては、事業性評価に環境要素を組み込むなどの、特に“E(環境)”に着目した地域金融の一層の促進が重要です。地域のヒト・モノ・カネが集まる地域金融機関には、地域の核として関係者との幅広いネットワークを活かし、地域の特性に応じた適切な知見の提供や地域のESG課題の掘り起こし、そして自治体等とも連携しながら、新たな事業構築への関与・協力等を行っていくことが期待されています。

企業側も、ESG投融資を呼び込むには、持続可能な社会づくりに向けた取組をどのように行っているかという情報を環境報告書や統合報告書等で開示し、投資家や金融機関と対話することが重要になります。環境省では、2018年度から前述のTCFDの提言に対応したシナリオ分析支援事業を実施しており、今年度は12社を対象にシナリオ分析を実施することとしています。また、ESGへの配慮を経営プロセスに組み込み、「見える化」するためには、例えば、中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21等を活用することも有効です。

さらに、地域の中小企業の中長期的な企業価値向上、ひいては地域の持続可能な成長につながるESG地域金融の取組を後押しするため、環境省では地域金融機関へのヒアリング・分析を行い(「ESG地域金融の先行事例調査に関する検討会」)、この結果を「事例からみるESG地域金融のあり方」として2019年3月に取りまとめました。この中では、金融機関がESG融資に主体的に取り組むためには、案件組成を通じたノウハウの蓄積により、ESGを考慮した事業性評価のレベルアップ、および組織体制・文化におけるESG対応のレベルアップの双方が必要であること等が示されています。これを

踏まえ、環境省では今年度新規事業として、ESG を考慮した事業性評価のプロセス構築支援（図 4）や地域の ESG 融資への利子補給事業を開始しているところです（図 5）。

図 4：ESG 事業性評価のプロセス構築支援のイメージ

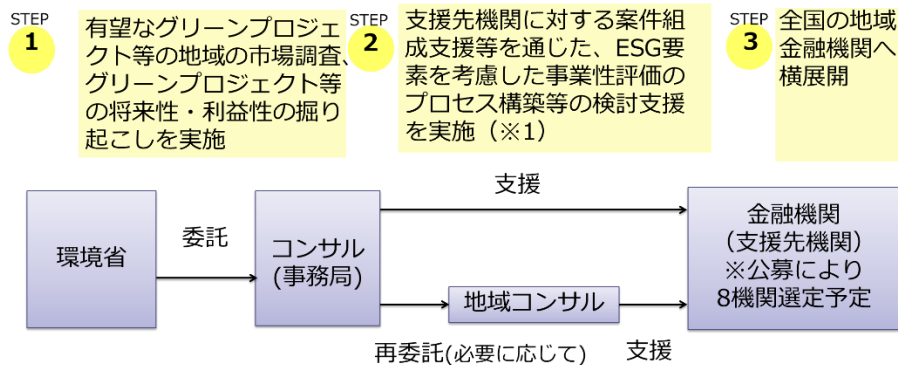
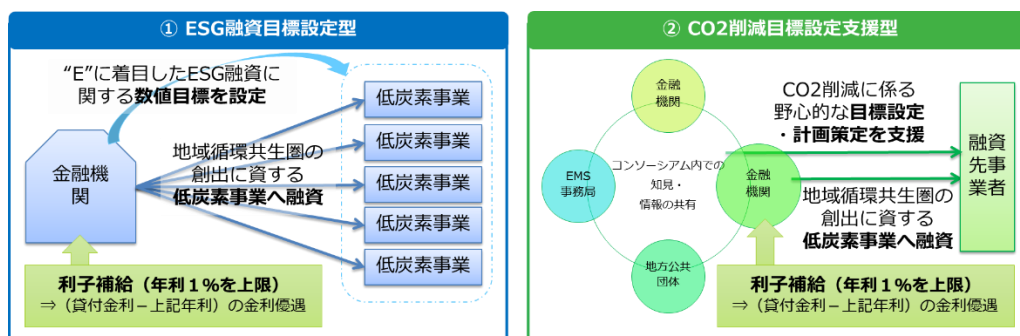


図5：ESG 融資への利子補給事業のイメージ



直接金融においては、投資家による自律的な ESG 投資の実務、実践面の実力向上を支援するため、環境省では 2019 年 5 月に「環境情報を企業価値に活用するための考え方に関する報告書」を公表しました。これを踏まえ、環境要素を企業経営などに戦略的に取り込んでいる「環境サステナブル企業」の評価軸、評価の視点を 7 月に公表しました。さらに、この評価軸、評価の視点を活用した「環境サステナブル企業表彰」を含む、新たな「ESG ファイナンス表彰制度」を今年度スタートする予定です。この新たな表彰制度では、環境サステナブル企業が投資家向けに開示した取組 ESG 金融の先進的な取組などの表彰を行い、ESG 金融のさらなる普及拡大につなげたいと考えています（図 6 <次頁>）。

図6：ESG ファイナンス表彰

環境情報を企業価値に活用するための考え方に関する報告書（2019年5月公表）

「環境サステナブル企業」の評価軸、評価の視点（2019年7月公表）

- ✓ 環境要素を企業経営などに戦略的に取り組んでいる「環境サステナブル企業」を投資家が評価する際に参考となる評価軸や評価の視点を提供

本評価軸、評価の視点を活用した**環境サステナブル企業表彰**を含む
ESGファイナンス表彰制度を**今年度新設**予定

- ✓ 環境要素を企業経営に戦略的に取り込んでいる企業が投資家向けに開示した取組や、
- ✓ ESG金融のインベストメント・チェーンの主体の先進的な取組（融資部門、投資部門、金融サービス部門、グリーンボンド部門）などを表彰

ESG 金融は、「地域循環共生圏」の創出、そして持続可能な社会へ移行していく上でのキードライバーであり、関係する投資家、金融機関、企業、地方自治体、国、それぞれがパートナーシップを構築しながら取り組むことが期待されています。特に金融業界の方々には、ぜひ上記のような国の支援施策も利用しながら、持続可能な社会の実現に向けたリーダーシップを発揮していただきたいと思います。ESG 金融大国の実現に向けて、環境省も全力で支援を行ってまいります。

以 上



執筆者紹介

中井 徳太郎(なかい とくたろう) 1962 年 東京都生まれ
環境省 総合環境政策統括官

<学歴・職歴>

1985 年	東京大学法学部卒業
1985 年	大蔵省（現・財務省）入省
2002 年	大臣官房文書課広報室長
2003 年	同 企画調整室長
2004 年	東京大学教授 医科学研究所附属ヒトゲノム解析センター
2006 年	金融庁 監督局総務課協同組織金融室長
2007 年	人事院 事務総局給与局給与第二課長
2009 年	財務省 理財局計画官
2010 年	同省 主計局主計官
2011 年	環境省 総合環境政策局総務課長
2015 年	同省 大臣官房審議官
2017 年	同省 総合環境政策統括官